
プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 28 回ディスクロージャー専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 28 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 9 月 24 日開催）（以下「第 28 回専門委員会」という。）及び第 417 回企業会計基準委員会（2019 年 9 月 25 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

個別財務諸表への適用に関する再検討

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、開発中の会計基準の文案に次の記述を追加する提案を行った。

個別財務諸表においては、第 5 項に基づき識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、第 7 項に定める注記に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。

- (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
- (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

3. 第28回専門委員会及び第417回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案は、審議事項(6)-2にまとめている。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

【第28回専門委員会で聞かれた意見】

連結財務諸表及び個別財務諸表の取扱いについて結論の背景に記述すべきとの意見

4. 基準文案¹の第9項の連結財務諸表及び個別財務諸表の扱いに関する定めについて、結論の背景において説明がないため、なぜ当該定めがあるのか及び当該定めに基づき作成者が何をすべきなのかを理解することが難しい。結論の背景においてこれらを丁寧に説明すべきである。
5. 基準文案の第9項について、当該記述だけで理解が難しい部分は、結論の背景においてわかりやすい形の例示を含めることも検討してはどうか。

(対応案)

審議事項(6)-3で記載内容の再検討を行っている。

「見積りの不確実性の発生要因」の文言を使わない方が理解しやすいとの意見

6. 基準文案の第13項について、基準諮問会議から提言されたテーマが『「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実』だったとしても、開発中の会計基準において開示するものが、見積りの不確実性の発生要因よりも広範なものであるとするならば、「見積りの不確実性の発生要因」という文言は使わない方が理解しやすい。

(対応案)

審議事項(6)-3の基準文案の第13項において、修正後の文案をお示ししている。

¹ 聞かれた意見における「基準文案」とは、第28回専門委員会及び第417回企業会計基準委員会にてお示した基準文案のことを指している。第28回専門委員会及び第417回企業会計基準委員会の基準文案は、本資料の別紙1を参照。

修文に関するその他の意見

7. 基準文案の第6項にある「それらの項目名はまとめて記載する」という表現は、「1か所に並べて」という意味ではなく「集約して」という意味であると誤解されないか懸念する。

(対応案)

審議事項(6)-3の基準文案の第6項において、修正後の文案をお示ししている。

8. 基準文案の第7項のなお書き（会計上の見積りの開示以外の注記を参照する旨を記載できること）は現状の記述場所でもよいが、第8項に記述する方がわかりやすいかもしれない。

(対応案)

本なお書きは第7項に直接関係するものであり、第8項は例示であってこれらを記載することが必ずしも求められていないことを考慮すると、現在のままとすることが考えられる。

9. 基準文案の第7項では「開示目的を踏まえて」、第8項では「開示目的に照らして」と表現が異なるため、同じ意味であれば表現をそろえた方がよい。

(対応案)

同じ意味として記述していたため、「開示目的に照らして」に表現を統一した（審議事項(6)-3の基準文案の第7項、第13項、第26項及び第30項を参照）。

【第417回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

10. 特に意見は聞かれなかった。

「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案

【第 28 回専門委員会で聞かれた意見】

連結財務諸表及び個別財務諸表について同じ取扱いを提案するのかがわかるよう記述すべきとの意見

11. 文案²の質問 2 では連結財務諸表及び個別財務諸表に対して同じ取り扱いを適用することを提案する一方で、質問 6-2 では個別財務諸表に関する扱いが別途提案されているため誤解を招く恐れがある。個別財務諸表の扱いを分けるということであれば、質問 2 の提案との関連がわかるように記述すべきである。

 (対応案)

質問項目を整理し、審議事項(6)-4 の質問 2 で個別財務諸表における取扱いのみ問うようにした。

修文に関するその他の意見

12. 質問 1 では、「見積りの不確実性の発生要因の開示を行う目的（開示目的）示したうえで」と記述されているが、基準文案の第 13 項に照らすと、開発中の会計基準において開示が求められるのは「見積りの不確実性の発生要因」に限定されないと考えられるため、適切な表現ではないのではないかと。

 (対応案)

審議事項(6)-4 の質問 1 にて修正後の文案をお示ししている。

【第 417 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

13. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

² 第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案については、本資料の別紙 2 を参照。

第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案 (関連する項のみ抜粋)

会計基準

Ⅲ. 開 示

3. 注記事項

6. 第 5 項に基づき識別した項目について、項目名を注記する。

項目名は、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表すものとする。また、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載する。
7. 第 5 項に基づき識別した項目のそれぞれについて、第 6 項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。
 - (1) 当年度の財務諸表に計上した金額
 - (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法(量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ)については、第 4 項の開示目的を踏まえて判断する。

なお、(1)及び(2)の事項について、会計上の見積りの開示以外の注記として財務諸表に記載している場合には、当該注記を参照する旨の記載をすることができる。
8. 前項(2)の会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報について、第 4 項の開示目的に照らして注記する事項には、例えば次のようなものがある。
 - (1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
 - (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 - (3) 翌年度の財務諸表に与える影響
9. 個別財務諸表においては、第 5 項に基づき識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、第 7 項に定める注記に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。
 - (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
 - (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財

務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

結論の背景

開発にあたっての基本的な方針

13. 当委員会では、本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は開示目的を踏まえて判断することとした。また、本会計基準の開発にあたっては、IAS 第1号第125項の定めを参考とすることとした。

なお、検討の過程では、IAS 第1号第125項で要求される開示は見積りの不確実性の発生要因に限られず、より幅広いものではないかとの意見が聞かれた。そのため、本会計基準の開発にあたっては、注記事項を見積りの不確実性の発生要因に限定せず、併せて、会計基準の名称としても見積りの不確実性の発生要因の文言を使用しないこととした。

以 上

別紙 2

第 28 回専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会にてお示した「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案（関連する箇所のみ抜粋）**■ 会計上の見積りの開示目的（本公開草案第 14 項から第 15 項）**

財務諸表を作成する過程では、財務諸表に計上した項目の金額を算出するにあたり、会計上の見積りが必要となるものがある。会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、見積りの方法や見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々である。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、どの項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるのかを、財務諸表利用者が理解することは困難である。

このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容についての情報は、財務諸表利用者にとって有用な情報であると考えられる。

ここで、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目は企業によって異なるため、個々の会計基準を改正して会計上の見積りの開示の充実を図るのではなく、会計上の見積りの開示について包括的に定めた会計基準において原則（開示目的）を示し、開示する具体的な項目及びその記載内容については当該原則（開示目的）に照らして判断することを企業に求めることが適切と考えられる。

質問 1（開示目的に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、見積りの不確実性の発生要因の開示を行う目的（開示目的）を示したうえで、当該開示目的に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 範 囲（本公開草案第 2 項）

本公開草案は、連結財務諸表及び個別財務諸表（本資料において「財務諸表」という。）における会計上の見積りの開示に適用することを提案している。

質問 2（本公開草案を連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することに関する質問）

本公開草案では、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方に、会計上の見積りの開示に関して同じ取扱いを適用することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 注記事項（本公開草案第7項から第9項及び第25項から第28項）

（省略）

➤ 個別財務諸表における取扱い

本公開草案では、開示する項目として識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、上記の注記事項に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記する旨を記載することができるとしている。

- (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
- (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

質問6（注記事項に関する質問）

（質問6-1）提案されている注記項目に関する質問

本公開草案の注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（質問6-2）個別財務諸表における取扱いに関する質問

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する質問に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以 上